

## 特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟強化指定選手等行動規範

### (趣旨・目的)

強化指定選手、次期選手、育成選手、日本代表選手および特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟（以下、当連盟）の強化事業に参加する選手（以下「強化指定選手等」という）が、フェアプレーの精神を尊び、善良な市民ならびに健全な社会人としての品性を保ち、日本のパラ射撃選手としての誇りと自覚をもって責任ある言動をすることによって、ひいては射撃スポーツの健全な向上・発展普及・発展を図ることを目的としてこの規範を制定する。

### (規範の遵守と内容)

強化指定選手等は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 多くの国民やボランティアの支援を得ていること及び常に社会から注視されていること、パラ射撃選手のロールモデルであることを自覚し、射撃スポーツならびにパラスポーツを牽引する者としての行動をとらなければならない。
2. 競技活動に関わるとき以外の日常生活においても、関係する法令及び諸規則・ルール・諸規程を遵守することはもとより、常に良識をもって誠実に行動する。また、他の者に対し法令に違反する行為を指示・教唆ならびに他の者が行った法令に反する行為を黙認しないととも、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。
3. 指導者やチームメイト、支援者に常に笑顔をもって接し、挨拶がコミュニケーションの基本と考えて行動しなければならない。
4. アンチ・ドーピングの手続きを始め、競技規則、大会への参加資格基準、クラス分けなどに対する理解と知識の向上に努め、申込などの提出期限を遵守しなければならない。
5. それぞれ指定された活動・行事（強化合宿、練習会、ミーティング、記者会見、体験会、壮行会等）に必ず参加するとともに、当連盟が行うプロモーション活動や普及活動・振興活動に協力すること。ただし、選手強化部会長または強化コーチが、やむを得ない事情によると認められた場合は、その限りではない。
6. 強化指定選手等は、国内外での大会への出場及びイベントへの出演時に当連盟によって収められた映像の著作権が助成金元や当連盟に帰属することを理解し、映像の無断使用を行わないこと。
7. 強化指定選手等は、当連盟のスポンサーに対する諸事業等への参加依頼があったときには、やむを得ない事情があると認められるときを除いて協力しなければならない。また、強化指定選手等は、当連盟による強化指定選手等の集团的肖像権の使用を承諾するものとする。

8. 強化事業において、強化コーチにより定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守すること。
9. 特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟、公益財団法人日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会もしくは日本代表選手団からの要請があったときは、指定の衣服等を着用すること。
10. 違法行為または強化指定選手等の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。種々のソーシャルメディアで発信する際は自身の発言が及ぼす影響の大きさを自覚し、注意すること。
11. 強化指定選手等としての活動期間中は、20歳以上であっても、喫煙を禁止する。また、飲酒については合宿及び大会期間中は禁止とする。
12. 強化指定選手等としての合宿及び大会期間中の宿舎においては、緊急の場合を除き、異性の部屋には立ち入らないこととする。チームメイトとの交流は共有のスペース等で行うこと。
13. 当連盟が実施する強化事業に参加する際には、万が一の事故や負傷等の事態に備え、適切な保険に加入すること。加入する保険を当連盟が指定した場合には、その保険に加入しなければならない。
14. 強化合宿および日本代表チームの監督もしくはコーチにより定められた指示事項を遵守すること。
15. 上述の行動規範以外にも、社会通念上問題となる行為はしてはならない。

（違反選手に対する処分）

16. 強化指定選手等が、前記の行動規範に違反したと認められたときは、理事会の決定により  
処分を受ける。
17. 監督もしくは強化コーチの報告に基づき、必要に応じて選手強化部会長等は、次の処分を行うことができる。
  - （1）強化指定選手等が強化事業に参加することを停止すること。
  - （2）強化指定選手等から除外すること。
  - （3）その他、違反の程度に従った処分。
18. 第1項、第2項の処分に際して、理事会、選手強化部会長等は、当該選手からの書面  
または  
口頭による弁明の機会を与えなければならない。
19. 処分に対する不服の申し立てについては、別に懲罰規程に定める。

（附則） 本規範は、2023年4月1日より施行する。